

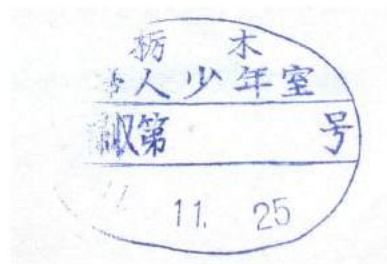


74

22

中高年令婦人の労働力有効活用に関する建議書

婦人少年問題審議会



昭和41年11月14日

労働大臣	山手満男	殿
大蔵大臣	福田赳夫	殿
文部大臣	有田喜一	殿
厚生大臣	鈴木善幸	殿
建設大臣	橋本登美三郎	殿

婦人少年問題審議会会長

田 辺 繁 子

中高年令婦人の労働力有効活用に関する建議

近年、婦人労働者数の増加は著しく、特に中高年令者、有配偶者の婦人労働者中に占める割合は年年上昇しており、今後も経済社会の進展に伴つてこの傾向は強まるものと予想される。このため、中高年令婦人の雇用労働力としての重要性は増大してきており、これらの婦人労働者が単なる代替的あるいは補充的な労働力としてではなく、その能力を有効に発揮できるようにすることがわが国経済の円滑な発展にとつて重要になつてきている。

しかし、中高年令婦人の多くは、その特質から就業にあたり種

種の複雑な問題を伴っており、その職業能力を有効にいかすためには、これらの諸問題に対処し、その特質を考慮した対策を緊急に講ずる必要があると考えられる。

婦人少年問題審議会は、以上の観点にたつて「中高年令婦人労働力の有効活用のための対策」について審議を行なった結果、今般別紙のと通りの結論に達した。

関係行政機関におかれては、問題の重要性にかんがみ、それぞれ所要の措置を講ぜられるよう切に要望し、建議する。

中高年令婦人の労働力有効活用のための対策

I 中高年令婦人の労働力化に伴う諸問題

1. わが国経済の発展と中高年令婦人の労働力

従来わが国の婦人労働者の特色は、若年女子の結婚前の短期的就業であることがあげられていた。このため婦人労働者は企業の中で、補助的労働者として扱われ、一般に技能訓練、昇進の機会が少なく、また婦人労働者自身の側にも職業に対する意欲に乏しい面が指摘され、婦人労働者の多くが未熟練労働の地位にとどまる結果となっていた。

しかしながら、近年の経済発展のなかで婦人労働者の性格には次のような変化が起つてきている。すなわち、30才あるいは40才以上の層の急速な増加に伴い、平均年令が上昇し、また結婚後も働く者の数が増加し、有夫の婦人の全女子雇用者中に占める割合は35%に達した。さらに女子の教育程度が向上した結果その職業分野も専門的、管理的な分野に徐々に拡大しつつあることも見のがすことができない。

以上のような変化の背景にはさまざまな事情があることはいうまでもないが、まず経済規模の拡大と発展に伴う労働力に対する需要の増大という点があげられよう。

次に供給側の条件の変化として以下のことをあげることができる。すなわち、女子人口全体の中に占める中高年令層の増大、女子高等教育の普及等により、労働力の中において中高年令婦人の比重が高くなる必然性があるが、出産児数の減少と家事労働の合理化等による自由時間の増大に伴い、これら中高年令婦人が家庭の外に出て働くことは以前よりも容易となつている。一方消費生活の内容が変化し、また子女の教育費も増加するなど、現金収入の必要性は急速に増大しつつあるので、生活の必要から、あるいは生活水準の向上のため、現金収入を得る機会を求める婦人が増加する傾向にある。さらに、婦人が職業をもつことに対する婦人自身および、社会一般の意識の変化も見のがすことができない。

なお、さきにのべたような婦人労働者の性格の変化は必ずしもわが国のみにみられる現象ではなく、アメリカにおいても婦人労働者の高令化は数十年にわたつて続いており、最近その平均年令は41才に達している。また、婦人労働者中の有夫者の割合は、1940年の30%から1963年には62%に増加

している。同様の傾向はイギリスその他ヨーロッパ諸国においても認めることができ、わが国でも今後ますますこの傾向は強まるであろう。

2. 中高年令婦人の雇用に伴う諸問題

わが国の労働力の需給関係は、従来の労働力過剰の状態から、遠からず労働力不足基調に移行することが予想されている。従つて長期的には、中高年令婦人の雇用は今後一層増大することが予想されるが、現状においてはその特殊性からこれら中高年令婦人の就業については多くの問題がみられる。

すなわち、中高年令婦人に対する雇用需要は若年者に比してかなり低く、その求人分野も比較的せまく限定されている。一方中高年令婦人の場合は職業経験や技能の不足などから労働市場において不利な立場にある。これらの事情から中高年令婦人は就職の機会を得ることが困難な場合がしばしばあり、あるいは就職に際し、その適性と能力がいかされないことも少なくない。

さらに、中高年令婦人の多くは、家庭管理、家事、育児、病老者の看護等、いわゆる家庭責任を有しており、このため職業生活を円滑に遂行してゆくにあつて種種の問題に直面し、家

庭と労働に対する二重の責任を調和的に果たすことに困難を感じているものが多い。

なお、家庭責任をもつ婦人にとっては、一日の労働時間数、あるいは週または月の労働日数が少ないいわゆるパートタイム労働が就業に便利であるところから、この雇用形態は欧米諸国においてすでに広はんに採り入れられており、わが国でも最近増加の傾向がみられ、そのパートタイマーの大部分は中高年令婦人によつて占められている。しかもその労働の諸条件は必ずしも十分に整備されていない状況にある。

以上のように中高年令婦人の雇用は増大する必然性がありながら、現状では多くの問題を伴つており、その解決のための速やかな対策が要請される。

Ⅱ 中高年令婦人の労働力有効活用のためにとるべき施策

1. 一般原則

中高年令婦人の労働力有効活用についての基本的な考え方としては、これを単に若年労働力の量的補充としてではなく、中高年令婦人の能力の有効な発揮とその地位の向上のための条件を整備するという方向で積極的に対処すべきである。

この際、中高年令婦人の多くが家庭責任を有している実情にかんがみ、これら婦人が家庭と労働に対する各種の責任を調和的に果し、差別待遇をうけることなく、職業に従事することができるよう特段の配慮が必要である。

なお、一般に婦人がその生涯の間に職業生活に従事する期間が次第に長くなつていく傾向についての十分な認識が必要である。

政府は、中高年令婦人の労働に伴う諸問題に関し、適確な認識の上にたち、一般の理解と協力をえて、次に述べる施策を効果的に実施すべきである。

2. 中高年令婦人の就業分野拡大と、労働条件の向上に必要な施策

- (1) 中高年令婦人の労働力としての特質を研究し、その適性と長所を明らかにして、これが周知をはかるための広報活動を行なうこと。
- (2) 中高年令婦人に適する職種を研究し、従来若年女子または男子のみを雇用している職種で、中高年令婦人に適する職種を選んでこれに配置するよう勧奨すること等により、その就業分野の拡大をはかること。
- (3) 中高年令婦人の就職の妨げとなつてゐる雇用慣行について検討し、是正を期するよう配慮すること。
- (4) 現在の健康保険法では妊娠出産に関する給付を分娩費として定率で行なつてゐるが、これを一般の疾病負傷と同様療養の給付として取扱うよう改善すること。

なお、他の社会保険で妊娠出産に関する給付水準が、健康保険法の給付水準に達しないものについては、その改善をはかること。

3. 中高年令婦人の就職、再就職の円滑化に必要な施策

- (1) 公共職業安定所に専門的知識を有する職員を配置し、適切な職業相談および指導を提供し、個々の婦人の適性、能力および家庭状況等に応じた職業紹介が行なえるよう配慮すること

と。

なお、職員の配置にあたっては、可能な限り婦人を配置することが望ましい。

(2) 婦人少年室協助員を十分活用して職業に関する相談および指導の業務を充実すること。

(3) 新たに職業に就こうとする中高年令婦人が利用しやすいよう職業訓練制度の運用をはかるとともに、職業を長期間中断した後再就職しようとする婦人に対し、その間の技能の後退をカバーするための再訓練コースを設けること。

(4) 上記のような中高年令婦人に対して適切にして十分な職業情報を提供すること。

(5) 中高年令婦人の就職、再就職を容易にするためには少女時代において、将来の職業生活の基礎となる職業観の確立、職業技術の附与等がきわめて重要であり、これらが与えられるよう各般の方策をすすめること。

4. 婦人労働者が家庭責任を円滑に果たすことを援助するために必要な施策

(1) 婦人労働者の育児負担軽減に必要な措置を講ずるため、就職および求職中の母親の数ならびに子供の数および年令と、

就業中の保育方法に関する希望等につき調査を行ない、実態を明らかにすること。

- (2) 就労を必要とする母親の立場を考慮し、地域の実情に即した保育施設とくに乳児施設の増設ならびに充実をはかること。
- (3) 保育施設の業務時間と母親の労働時間との関係を調節するよう適切な措置を講ずること。
- (4) 学令期に達した子供の下校後の保育のあり方について検討を加え、公的な学童保育施設の設置を促進すること。

また一方、家庭にある主婦等による自発的保育活動を支持し、促進すること。

- (5) 保護者の参加を求める学校の行事等に、働く母親の参加を容易にするため、その開催の時間を考慮するなど、必要な措置を講ずること。
- (6) 厨芥処理、公共料金徴収等その取扱いに関する考慮を促すなど、家庭責任をもつ婦人が就業に困難を感じることがないよう社会的環境の整備につとめること。
- (7) いわゆる育児休職制度等、家庭責任をもつ婦人労働者に関係の深い職場の諸制度に注目し、これを検討すること。
- (8) 婦人労働者の家事負担を軽減するため、家事援助制度の実現をはかり、合理的料金により家事援助者を依頼できる方法

を講ずること。

- (9) 婦人労働者の家事負担を軽減するためのサービス（保育、家事援助、公共料金等支払業務等）を附帯する居住施設等の設置及び普及をはかること。

5. パートタイムの雇用条件の適正化のために必要な施策

- (1) パートタイム雇用に関しては、パートタイム労働者の雇用分布、労働条件、労働環境等に関する調査を継続して行なうこと。
- (2) パートタイム雇用について、その雇用形態、賃金、労働保護、社会保険等の総合的研究を行なう等により、パートタイム雇用の近代化をすすめること。
- (3) パートタイム労働者についても、一般の労働者と同様、職業意識、契約意識をたかめることが、その労働条件向上のため必要である実情にかんがみ、これに関する啓蒙活動を行なうこと。

